

令和8年度滋賀県立図書館納入雑誌調達契約(案)

雑誌の売買について、契約担当者 滋賀県立図書館長 ○○ ○○を甲とし、販売者 ○○ ○○を乙として次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実に履行するものとする。

(契約の目的および契約金額)

第1条 甲は仕様書の別紙1に記載する雑誌(以下「雑誌」という。)について乙より購入するものとする。

2 購入金額は、納品のあった雑誌の本体価格の合計金額から同価格の○○. ○% (円未満切り上げ)を控除して得た額に、消費税および地方消費税を加えた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。

(目的物の納入)

第2条 乙は購入する雑誌について、発行の都度、仕様書に基づき納入するものとする。

(納入期限、納入場所および契約保証金)

第3条 納入期限、納入場所および契約保証金は、次のとおりとする。

- (1) 納入期限 令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで
- (2) 納入場所 滋賀県立図書館
- (3) 契約保証金 免除

(検査および引渡し)

第4条 甲は、乙から雑誌を納入した旨の通知を受けた日から10日以内に当該雑誌の検査を行うものとし、当該検査に合格した雑誌について、その引渡しを受けるものとする。

(所有権の移転)

第5条 雑誌の所有権は、引渡しがあったときに、乙から甲に移転するものとする。

(契約金額の支払)

第6条 甲は、第4条の検査に合格した雑誌の引渡しを受けた後、乙の発行する適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による支払が遅れた場合には、乙は甲に対し、前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。
- 3 前金払および部分払は、これを行わないものとする。

(危険負担)

第7条 第4条の引渡しの完了前までに甲の責に帰することができない理由により本件雑誌が毀損または滅失したときの危険は、乙が負担する。

(契約不適合責任)

第8条 第4条の規定により引き渡された雑誌が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、甲は、乙に対し、当該雑誌の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、甲の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。
- 4 乙が種類または品質に関して契約の内容に適合しない雑誌を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由と

して、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の違約金)

- 第9条** 乙は、自らの責めに帰すべき理由により納入期限内に合格品を完納しないときは、遅延数量に相当する契約金額に対し、納入期限の翌日から合格品を完納するまでの日数に応じて、当該納期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払うものとする。
- 2 前項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。
- 3 甲は、第1項の違約金のあるときは、これを第1条の契約金額および第3条の契約保証金がある場合は当該金額から控除し、なお不足するときは当該不足分を徴収するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(甲の契約の解除権)

- 第11条** 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。
- (1) 乙が、納入期限内または納入期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。
- (2) 乙が、正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。
- (3) 乙が、正当な理由がなく地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。
- (4) 乙が本契約の入札等にあたり談合その他の不正行為をしたとき。
- (5) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
- イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、乙またはその代理人が、滋賀県財務規則または契約条項に違反したとき。
- 2 乙は、談合その他入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(乙の契約の解除権)

- 第12条** 乙は甲が契約に違反したため、雑誌を完納することが不可能になったときは、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害が発生する場合は、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲および乙が協議して定める。

(誓約書)

第13条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、第11条第1項第5号の規定に該当しないことを表明・確約するため、別紙「誓約書」のとおり誓約するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第14条 乙は、この契約の履行に当たり第11条第1項第5号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(雑誌納入時等の自動車の使用)

第15条 乙は、雑誌納入時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結に要する費用および雑誌納入に要する費用は、乙の負担とする。

(合意管轄)

第17条 甲および乙は、この契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(遡及条項)

第18条 この契約が契約金額の適用期間の始期までに締結されない場合において、甲および乙双方の協議により、当該始期から契約締結時までに行われた行為は、この契約に基づくものとして取り扱う。

(その他の事項)

第19条 この契約条項に定めるもののほか、必要な事項については滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）、その他の法令の定めるところによる。

2 この契約に定めのない事項およびこの契約の内容の解釈につき相違のある事項については、この契約の趣旨に従い、甲および乙の誠実な協議の上、これを解決するものとする。

本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、甲乙が電子署名を施した上、それぞれその電磁的記録を保有する。

甲 契約担当者 滋賀県大津市瀬田南大萱町1740-1
滋賀県立図書館
館長

乙 販 売 者

別紙

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。